

習志野市教育委員会会議録
(平成17年第10回定例会)

- 1 期 日 平成17年10月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員 委員長 吉 村 博 与
委員 栗 原 伸 夫
委員 小 泉 俊 雄
委員 青 木 克 己
委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 由 比 夕 濱 勤
生涯学習部長 小 林 伸 二
学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 志 村 豊
学校教育部次長 柴 田 史 香
生涯学習部次長 高 山 幸 男
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
学校教育部副参事 鶴 岡 智
生涯学習部副参事 奥 平 純 一
学校教育課長 大 友 秀 雄
指導課長 倉 光 正 力
生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
青少年課長 吉 田 信 博
青少年センター所長 小 柳 茂
教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
学校教育部主幹 鈴 木 博
生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成17年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言。

委員長が

事務局から申し出があった議案第47号を日程に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第42号から議案第46号までについて非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

議案第42号から議案第46号までについて、協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成17年第9回定例会及び第5回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成17年習志野市議会第3回定例会一般質問について (企画管理課)

教育総務部次長が

教育委員会に係る一般質問はこども部を含め、延べ8名の議員から10項目の質問があり、その概要を説明。

委員が

意味が分かりづらいカナ文字を使わずに、日本語を使うことを要望する、と発言。

教育総務部長が

各種計画をつくる時はできるだけカナ文字を使わないようにしている。使う場合でも注釈を入れて分かりやすいようにしている、と回答。

委員が

千葉県国際総合水泳場で行われた平成17年度全国高等学校総合体育大会の水泳競技の表彰式において、進行がうまくいっていない点があったので、5年後の国民体育大会では連携をしっかりとってもらいたい、と発言。

教育総務部次長が

国民体育大会は習志野市をあげて取り組む予定である。市長部局に事務局が設置されると思うので、組織ができれば要望を伝えたい、と回答。

委員が

東習志野こども園の建設請負業者についてだが、入札をする段階で業者の経営状態を把握していたのか、と質問。

教育総務次長が

入札は契約課が行っており、経営状態や技術力などを総合的に審査したが、書類上問題がなかった。今回のケースは想定外だったと聞いている、と回答。

教育総務部長が

県も同じ業者に発注しているし、一般的な審査は通ったものだと考えている、と回答。

委員が

契約業務に甘さがあったのではないかと。税金を投入するという事を忘れないでほしい、と発言。

委員が

残工事の相手方はどこで、契約金額はいくらか、と質問。

学校教育部参事が

10月21日に開かれた臨時市議会において、残工事の相手方は、杉山建設工業株式会社、契約金額は2億7千720万円で承認をいただいた、と回答。

委員が

当初の契約業者に支払わなければならない金額はいくらか、と質問。

教育総務部副技監が

現在の出来高は53.38%で、その分は当初の契約業者に支払いをしなければならないが、違約金については、弁護士と管財人とで話し合いをしている、と回答。

教育総務部長が

建築工事だけだと今回の入札によって約80万円安くなったが、設計書の作成などの費用約170万円を含めると高くなってしまいが、今後、違約金の問題も含めて交渉を行っていくので、損をすることはないと考えている、と回答。

委員が

設計書の作成をしたとのことだが、設計を変更するのか、と質問。

教育総務部副技監が

基本的に当初設計と変わらないが、契約をするためには出来高の残設計をする必要があるので、その設計書を作成した、と回答。

委員が

今回、入札をした結果、約80万円安くなったとのことだが、当初入札をした金額が高かったのではないかと質問。

教育総務部副技監が

入札を行った結果、安くなっただけであり、当初の予定価格が高かったわけではない、と回答。

委員が

習志野市にも入札監視委員会はあるのか、と質問。

教育総務部次長が

習志野市では設けていない、と回答。

委員が

入札を行った結果、安くなったとのことだが、普通は継続して工事を請け負ってもらう方が安くなるのではないか、と質問。

教育総務部長が

出来高の見方などで変わってくる。予定価格では当初より高くなったが、入札した結果で、安くなった、と回答。

委員が

学校図書館について、利用時間帯を教えて欲しい、と質問。

指導課長が

小学校は休み時間、昼休み、放課後に貸出しを行っており、中学校は休み時間、昼休みに貸出しを行っている、と回答。

委員が

教職員の勤務時間を工夫して、放課後等でも貸出しを行えるなどして、利用率が上がっている学校もあるので、習志野市においても、子どもたちが学校図書館をもっと利用しやすいようにしてもらいたい、と発言。

委員が

学校図書館と言っているが、学校の図書室という感じがあるので、市内に1ヵ所でも子どもための子ども図書館を建てていただきたい。また、子ども達にとって図書館の閲覧室は勉強する場でもあるので、是非ともお願いしたい、と発言。

生涯学習部副参事が

読書推進計画ということで、学校図書館と公共図書館を一体として計画を進めている。現在、公共図書館の3分の1が子ども関係の図書である、と回答。

委員が

大久保図書館は狭いし、閲覧室が少ない。文教住宅都市として、もっと立派な図書館を建設してもらいたい。できれば、単独で子ども図書館を検討していただきたい、と発言。

委員が

保育所や幼稚園における一人当たりの公費支出はいくらか、と質問。

学校教育部参事が

平均で保育所は約150万円、幼稚園は約50万円である。主に人件費で、保育所は0歳から5歳までの子どもを受け入れており、0歳児は3人に1人、5歳児は30人に1人の保育士が就き、幼稚園は4歳・5歳児を受け入れており、園児35人に1人の教諭が就いている、と回答。

委員が

東習志野こども園の在宅子ども保育の専従職員は何人にするのか、と質問。

学校教育部参事が

臨時採用職員3名を考えている、と回答。

委員が

在宅子ども保育には何人の親子が来る予定でいるのか、と質問。

学校教育部参事が

親子30組60名の子どもを見込んでおり、子どもや保護者達の交流の場という考えである。幼稚園教諭・保育士・栄養士・看護師がいるので、保護者の相談にもものることができる、と回答。

委員が

家庭で子育てをしている方への支援策はあるのか、と質問。

学校教育部参事が

児童手当、乳幼児手当などの援助やこどもセンターやこども会館などの施設整備などの支援策はあるが、直接的な支援はしていない、と回答。

委員が

在宅保育をしている方に援助をしてあげないのは不公平に感じる、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成17年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について

(企画管理課)

教育総務部次長が

前回の教育委員会議において表彰状受賞者に決定した第五中学校吹奏楽部と習志野高等学校吹奏楽部に功績の追加があったので報告するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第47号 平成17年度末及び平成18年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定
について (学校教育課)

学校教育課長が

平成17年度末及び平成18年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである、と概要を説明。

委員が

盲学校や聾学校といった用語が使われているが、県は認めているのか、と質問。

学校教育課長が

法律に基づき使用している、と回答。

委員が

なるべく差別をしないという国の方針があるのに、国自体が差別用語を使っているのは納得できない。差別をなくすということなら、言葉も直していくべきである、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成17年11月24日(木)午後4時に決定された。

< 議案第 4 2 号から議案 4 6 号は非公開 >

議案第 4 2 号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の制定について（学校教育課）

学校教育課参事が概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 4 2 号は原案どおり可決された。

議案第 4 3 号 指定管理者の指定について（習志野市谷津コミュニティセンター）
(社会教育課)

議案第 4 4 号 指定管理者の指定について（習志野市東習志野コミュニティセンター）
(社会教育課)

議案第 4 5 号 指定管理者の指定について（習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館）
(社会教育課)

生涯学習課副参事が概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 4 3 号、議案第 4 4 号、議案第 4 5 号はそれぞれ原案どおり可決された。

議案第 4 6 号 指定管理者の指定について（習志野市袖ヶ浦体育館、習志野市東部体育館、習志野市袖ヶ浦テニスコート、習志野市実籾テニスコート、習志野市秋津テニスコート、習志野市実花水泳プール、習志野市秋津サッカー場、習志野市秋津野球場及び習志野市中央公園パークゴルフ場）

(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 4 6 号は原案どおり可決された。